

ベースラインの当日調整対象時間の変更について

容量市場では、2022年度に実施を予定している実効性テスト、および実需給年度（2024年度）の発動指令への対応後のアセスメントにおける、需要抑制（DR）のベースラインの当日調整対象時間について、第34回容量市場の在り方等に関する検討会（以下、本検討会）で議論を行い、以下の通り変更することとしました。

・変更内容

ベースラインの当日調整対象時間

改定前：DR実施時間の4時間前から1時間前まで

改定後：DR実施時間の5時間前から2時間前まで

・検討内容

容量市場では、募集要綱や約款等をあらかじめ公表した上でオークションを実施することを踏まえると、その後に生じた制度変更等の適用は限定的であるべきと考えられます。

一方、制度変更が制度の不具合を考慮したものであることや、容量市場の実需給年度以前から適用されていること、対象となる事業者に過度な不利益変更とならないことのような場合において、変更の適用について検討を行うこともあり得るものと考えられます。

対象となる発動指令電源の契約事業者に対して本件について意見を求めたところ、全事業者から、「5時間前から2時間前まで」へ変更することに関して、対応が可能であるとの回答をいただきました。また、本検討会において今回の変更の適用の是非について議論を行いました。これらを踏まえて容量確保契約約款および容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）等について、ベースラインの当日調整対象時間を「5時間前から2時間前まで」に変更することといたしました。

容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2024年度）

初版発行時の扱い

2021年11月17日
電力広域的運営推進機関

ベースラインの当日調整対象時間について

容量市場では、2022年度に実施を予定している実効性テスト、および実需給年度（2024年度）の発動指令への対応後のアセスメントに関し、容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）において、需要抑制（DR）のベースラインの当日調整対象時間を2019年4月1日付け「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（ERABガイドライン）を参考に「DR実施時間の4時間前から1時間前まで」と定めています。（容量確保契約約款の別紙においても「DR実施時間の4時間前から1時間前まで（対象実需給年度2024年度の場合）」と定めています。）

一方、ERABガイドラインは2020年6月1日付けでベースラインの当日調整対象時間を「DR実施時間の5時間前から2時間前まで」に改定しています。

また、「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集において、ベースラインの当日調整対象時間の扱いについてご意見をいただいております。

当該ベースラインの当日調整対象時間については、ERABガイドライン改定の経緯等を踏まえ、容量市場の在り方等に関する検討会で検討します。